

平成26年 1月 1日制定

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものである。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
  - 3 この法人は常時、寄附金を募ることができる。
  - 4 寄附金の申し込みについては、寄附申込書（寄附様式1）によるものとする。

(寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、合計額の30%を限度として、この法人の法人会計に充てることができる。

- 2 特定寄附金は、寄附者の特定した用途に使用し、合計額の30%を限度として、この法人の法人会計に充てることができる。
- 3 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

(受領の制限)

第4条 寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及び寄附金を受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条1項(2)の特定寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成26年 1月 1日から施行するものとする。